公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度内規

平成22年11月11日制定

(趣旨)

- 第1条 この内規は、公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度規程(以下「規程」という。)に定める事項のほか、表彰制度の運用について定めることを目的とする。 (学会特別功労賞の推薦選考基準)
- 第2条 規程第7条に規定する別に定める学会特別功労賞の選考基準は、次の各号のいず れかに該当する者とする。
 - (1) 理事長経験者
 - (2) 常務理事経験者であってこの法人の発展に特に貢献のあった者
 - (3) 3期以上の理事経験者であって、かつ各種委員会委員長としてこの法人の発展 に特に貢献のあった者

(学会特別賞の推薦選考資格)

- 第3条 規程第10条に規定する別に定める学会特別賞の選考基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 3期以上の理事経験者で、この法人の発展に貢献のあった者
- (2)優れた口腔インプラントの臨床経験又は口腔インプラント学の業績を有する者 (学会特別功労賞及び学会特別賞の重複受賞禁止)
- 第4条 学会特別功労賞及び学会特別賞の同一者による受賞は,原則として認めない。 (学会特別功労賞及び学会特別賞候補者の推薦)
- 第5条 規程第8条及び第11条に規定する学会特別功労賞及び学会特別賞候補者推薦数は、 次の各号のとおりとする。
 - (1) 学会特別功労賞 候補者は、原則として毎年2名程度とする。
 - (2) 学会特別賞 候補者は、原則として毎年5名程度とする。

(学会特別功労賞及び学会特別賞申請提出書類)

- 第6条 規程第4条、第8条及び第11条に規定する候補者に関する申請書類は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書
 - (2) 正会員歷証明書
 - (3) 推薦状
 - (4) 経歴書
 - (5) 業績一覧(学会特別賞のみ)
 - (6) その他必要とする書類

(学会特別功労賞及び学会特別賞表彰)

- 第7条 学会特別功労賞及び学会特別賞の受賞者には、表彰状と記念品を授与する。ただ し旅費は支給しない。
- 第8条 記念品の予算総額は40万円以内とする。

(論文賞推薦選考基準)

- 第9条 学会優秀論文賞,国際誌優秀論文賞及び学会奨励論文賞の選考は,次の各号について、5段階評価(最高点5,最低点1)で行う。
 - (1) 斬新性:課題(考察を含む)と研究方法に独自性が認められる。
 - (2) 理論性:研究の展開・結果の考察・結論の導き方などに一貫性がみられる。
 - (3) 普遍性:将来に継続的に展開可能で、かつ口腔インプラント学の臨床及び教育に貢献できる。
- (4) 症例報告にあっては、臨床術式の改良に役立つとともに考察、文献などを通じて理論的背景が十分であること。ただし学会優秀論文賞の選考対象には含めない。 (学会優秀論文賞、国際誌優秀論文賞及び学会奨励論文賞の重複受賞禁止)
- 第10条 学会優秀論文賞,国際誌優秀論文賞及び学会奨励論文賞の同一論文による重複受賞は、原則として認めない。

(学会特別論文賞の選考基準)

- 第 11 条 規程第 16 条に規定する学会特別論文賞の選考基準は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 長年に渡って口腔インプラント学の発展に貢献していること。
 - (2) 学術論文を本会会誌に6編以上(筆頭1編以上を含む)発表していること。
 - (3) 研修施設長又は講座等の長であること。
- 第 12 条 候補者の推薦に関して編集委員会及び国際委員会に意見を聞くことができる。 (論文賞候補者の推薦数)
- 第 13 条 規程第 17 条、第 20 条、第 23 条及び第 26 条に規定する各論文賞候補者の推薦数は、次のとおりとする。
 - (1) 学会特別論文賞は、原則として毎年2名以内とする。
 - (2) 学会優秀論文賞ならびに国際誌優秀論文賞は、原則として毎年各2名以内とする。
 - (3) 学会奨励論文賞は、原則として基礎系及び臨床系で毎年各2名以内とする。 (学会特別論文賞及び学会奨励論文賞申請提出書類)
- 第 14 条 規程第 4 条、第 17 条及び第 26 条に規定する各論文賞の申請書類は,次のとおりとする。
 - (1) 申請書
 - (2) 正会員歷証明書
 - (3) 推薦状
 - (4) 経歴書 (学会特別論文賞のみ)

- (5) 業績一覧(学会特別論文賞のみ)
- (6) 論文別冊
- (7) その他必要とする書類

(論文賞表彰及び副賞)

- 第15条 学会特別論文賞受賞者には、表彰盾及び金一封(5万円)を通常年次学術大会時 において授与する。ただし旅費は支給しない。
- 第 16 条 学会優秀論文賞受賞者には、表彰盾及び金一封(5万円)を通常年次学術大会時 に授与する。ただし旅費は支給しない。
- 第17条 国際誌優秀論文賞(協賛:日本歯科インプラント器材協議会)受賞者には表彰楯、 図書券(5万円相当)を通常年次学術大会時において授与する。ただし旅費は支 給しない。
- 第 18 条 学会奨励論文賞受賞者には、表彰盾及び金一封(5万円)を通常年次学術大会時 に授与する。ただし旅費は支給しない。

(各優秀発表賞選考基準)

- 第19条 規程第28条に規定する優秀研究発表賞の選考は、次の各号に準じて行う。
 - (1) 口頭発表演題の筆頭者を対象とする。
 - (2)優秀研究発表賞の応募セッションを口頭発表会場に設ける。
 - (3) 応募範囲をしぼるために「重点研究テーマ」を設定する。重点研究テーマについては、別に定める。
 - (4) 基礎的研究, 臨床的研究の2つの部門に分けて審査し, 各部門の受賞演題数は 3演題までとする。
- 第 20 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀ポスター発表賞の選考は次の各号に準じて行う。
 - (1)優秀ポスター発表賞を選考するため本部学術大会においてポスター発表の場を 設ける。
 - (2) ポスター発表演題の筆頭者を対象とする。
 - (3) 受賞演題数は4演題とする。
- 第 21 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀歯科衛生士発表賞の選考は次の各号に準じて 行う。
 - (1)優秀歯科衛生士発表賞を選考するため本部学術大会において口頭発表の場を設ける。
 - (2) 歯科衛生士セッション演題の筆頭者を対象とする。
 - (3) 受賞演題数は上限を2演題とする。
- 第 22 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀歯科技工士発表賞の選考は次の各号に準じて 行う。
 - (1)優秀歯科技工士発表賞を選考するため本部学術大会において口頭発表の場を設

ける。

- (2) 歯科技工士セッション演題の筆頭者を対象とする。
- (3) 受賞演題数は上限を2演題とする。

(優秀研究発表賞候補者の推薦)

- 第23条 規程第28条に規定する優秀研究発表賞候補者の推薦は、次の各号に準じて行う。
 - (1) 選考委員会は20名以内(任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終 日までとする)で構成し、学術委員会から2名、総務委員会から2名、その他必 要人数を理事長が正会員から指名する。
 - (2) 選考委員会委員長は、学術委員会委員長とする。
 - (3) 応募セッションの座長は、選考委員会委員が務める。
 - (4) 選考委員会委員長は、選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を、理事 長へ推薦する。ただし他薦であること。
 - (5) 理事長は,前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し,理事会及び総会に報告する。
 - (6) 受賞者名は、学術大会最終日に発表する。

(優秀ポスター発表賞候補者の推薦)

- 第 24 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀ポスター発表賞候補者の推薦は、次の各号に 準じて行う。
 - (1) 選考委員会は、学術委員会委員全員、総務委員会委員全員及び支部推薦の代議 員若干名(任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする)で 構成する。
 - (2) 選考委員会委員長は、学術委員会委員長とする。
 - (3) 選考委員会委員長は、選考委員会委員の記名投票により、理事長又は専務理事若しくは常務理事1名以上の立会いの下で投票を集計し、最多得票者を理事長に推薦する。ただし他薦であること及び選考理由が記入してあるもののみを有効とする。
 - (4) 受賞者は、過去に優秀ポスター発表賞を受けていないこととする。
 - (5) 理事長は、前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し、理事会及び総会に報告する。
 - (6) 受賞者名は、学術大会最終日に発表する。

(優秀歯科衛生士発表賞候補者の推薦)

- 第 25 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀歯科衛生士発表賞候補者の推薦は、次の各号 に準じて行う。
 - (1) 選考委員会は、専門歯科衛生士委員会委員、各支部推薦の 正会員若干名(任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする)で構成する。
 - (2) 選考委員会委員長は専門歯科衛生士委員会委員長とする。委員長に支障のある場合は専門歯科衛生士委員会副委員長とする。

- (3) 選考委員会委員長は、選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を理事長に推薦する。ただし他薦であること。
- (4) 受賞者は、過去に優秀歯科技工士発表賞を受けていないこととする。
- (5) 理事長は、前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し、理事会及び総会に報告する。
- (6) 受賞者名は、学術大会最終日に発表する。

(優秀歯科技工士発表賞候補者の推薦)

- 第 26 条 規程第 29 条第 2 項に規定する優秀歯科技工士発表賞候補者の推薦は、次の各号 に準じて行う。
 - (1) 選考委員会は、専門歯科技工士委員会委員及び専門歯科技工士委員会推薦の正会員若干名(任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする) で構成する。
 - (2) 選考委員会委員長は専門歯科技工士委員会委員長とする。委員長に支障のある場合は副委員長とする。
 - (3) 選考委員会委員長は、選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を理事長に推薦する。ただし他薦であること。
 - (4) 受賞者は、過去に優秀歯科技工士発表賞を受けていないこととする。
 - (5) 理事長は、前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し、理事会及び総会に報告する。
 - (6) 受賞者名は、学術大会最終日に発表する。

(各優秀発表賞副賞)

- 第27条 優秀研究発表賞受賞者には、表彰盾及び金一封(2万円)を次年度年次学術大会 において授与する。ただし旅費は支給しない。
- 第28条 優秀ポスター発表賞受賞者には、表彰盾、図書券(5万円相当)を次年度学術大会において授与する。内容については、年度によって異なることがある。ただし旅費は支給しない。
- 第29条 優秀歯科衛生士発表賞受賞者には、表彰盾、金一封(5万円)及びヒューフレディ社製品を次年度年次学術大会において授与する。内容については、年度によって異なることがある。ただし旅費は支給しない。
- 第30条 優秀歯科技工士発表賞受賞者には、表彰盾及び金一封(2万円)を次年度年次学 術大会において授与する。ただし旅費は支給しない。

(補則)

第31条 この内規を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この内規は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

- 2. この内規は、平成24年6月10日に一部改正し、同日から施行する。
- 3. この内規は、平成24年7月22日に一部改正し、同日から施行する。
- 4. この内規は、平成25年6月2日に一部改正し、同日から施行する。
- 5. この内規は、平成25年9月13日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 6. この内規は、平成26年3月15日に一部改正し、同日から施行する。
- 7. この内規は、平成27年7月19日に一部改正し、同日から施行する。
- 8. この内規は、平成28年3月13日に一部改正し、同日から施行する。
- 9. この内規は、平成28年5月28日に一部改正し、同日から施行する。
- 10. この内規は、平成29年2月3日に一部改正し、同日から施行する。
- 11. この内規は、平成30年5月26日に一部改正し、同日から施行する。
- 12. この内規は、平成30年12月16日に一部改正し、同日から施行する。
- 13. この内規は、令和2年9月19日に一部改正し、同日から施行する。
- 14. この内規は、令和3年3月20日に一部改正し、同日から施行する。
- 15. この内規は、令和3年5月23日に一部改正し、同日から施行する。
- 16. この内規は、令和5年2月4日に一部改正し、同日から施行する。
- 17. この内規は、令和5年6月3日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人内規 平成17年8月15日制定及び施行 平成18年9月15日一部改正及び施行 平成21年3月22日一部改正、平成22年4月1日施行 平成21年6月21日一部改正及び施行